

ソフトバンク株式会社から提出された 四半期報告の概要及び確認の結果

**令和 3 年度第 1 四半期
(令和 3 年 4 月～令和 3 年 6 月)**

この資料は、第 5 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）に基づき、ソフトバンク株式会社から提出された四半期報告（※）の概要を確認の結果とともに公表するものである。

※第 5 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画（3.7GHz 帯（3,900MHz を超え 4,000MHz 以下）及び 28GHz 帯（29.1GHz を超え 29.5GHz 以下）の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。））に関する四半期報告。

<報告概要>

1 サービスの状況

3.7GHz帯の特定基地局によるサービスについては、令和2年3月から開始している。

28GHz帯の特定基地局によるサービスについては、令和2年9月から開始している。

2 特定基地局の整備計画

<特定基地局の開設数及び5G基盤展開率>

	今四半期の実績値	計画値（令和3年度末）
特定基地局の開設数（屋内等に設置するものを除く。）		
3.7GHz帯	835局	1,402局
28GHz帯	875局	401局
特定基地局の開設数（屋内等に設置するものに限る。）		
3.7GHz帯	71局	0局
28GHz帯	46局	0局
5G高度特定基地局の開設数	181局	300局
5G基盤展開率	2.1%	6.7%

<5G高度特定基地局の運用の開始>

当初の計画どおり令和2年度末までに全都道府県で5G高度特定基地局の運用を開始した。

3 安全・信頼性を確保するための対策

人為ミスの防止対策、設備容量の確保対策、ソフトウェアバグの防止対策、障害時の組織・拠点等の体制確保、対応の方法等の取組、災害時及び事故発生時における設備障害・通信輻輳に対する防止・最小化の取組、調達予定の電気通信設備についての確認・検証とリスクアセスメント等の取組並びに機器調達後のサイバーセキュリティ確保のための具体的な取組等について、開設計画どおり実施されている。

4 混信等の防止に関する事項

<宇宙無線通信の業務を行う地球局に関して>

認定開設者4者において、以下のとおり実施している。

- ・認定開設者間で当該地球局の運用を阻害する混信等の防止に係る必要な事項について合意書を締結。
- ・認定開設者間で当該地球局との混信防止及び周波数共用に関する協議方針について合意。
- ・認定開設者間で合意した協議方針に基づき、当該地球局の免許人（衛星通信事業者、全9者）と協議を実施。協議状況は以下のとおり。
 - 卫星通信事業者9者と共に条件等について合意、又は合意書を締結（うち2者は地球局を廃止）。

<電気通信業務を行う人工衛星局に関して>

認定開設者4者において、以下のとおり実施している。

- ・認定開設者間で当該人工衛星局との混信防止及び周波数共用に関する協議方針について合意。
- ・認定開設者間で合意した協議方針に基づき、当該人工衛星局の免許人（衛星通信事業者、1者）と協議を実施。協議状況は以下のとおり。
 - 衛星通信事業者1者と共に条件等について合意書を締結。

5 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

	今四半期の実績値	計画値（令和3年度末）
5Gに係るMVNO数(L2接続に係るものに限る。)	4社	0社
5Gに係るMVNO契約数(L2接続に係るものに限る。)	729契約	0契約

6 電波の能率的な利用の確保

	今四半期の実績値	計画値 (令和3年度末)
特定基地局又は指定済周波数によるエリア外人口の解消数	3,038人	1,824人

7 その他

特記事項はない。

＜確認結果＞

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。